

会議概要

1. 会 議 令和7年度 第2回 庄内地域福祉有償運送運営協議会
2. 日 時 令和7年12月23日(火) 13時30分～15時40分
3. 会 場 鶴岡市第三学区コミュニティセンター 大ホール
4. 出席者 構成員23名中15名出席(代理出席3名、欠席8名)
利用者代表2名、東北公益文科大学准教授、酒田市高齢者支援課生活支援コーディネーター、三川町身体障害者福祉協会会長、生活協同組合共立社部長(代理出席)、山形県ハイヤー協会会長(代理出席)、山形県ハイヤー協会鶴岡支部長(代理出席)、山形県ハイヤー協会酒田支部長、山形運輸支局首席運輸企画専門員、鶴岡市福祉課長、酒田市地域福祉課長、三川町健康福祉課長、庄内町保健福祉課長、山形県庄内総合支庁地域保健福祉課長

5. 協 議

(1)「福祉有償運送の必要性の協議」について

(事務局)

－資料説明－

庄内地域の各市町の担当課長 「福祉有償運送の必要性」について

(構成員 鶴岡市福祉課長)

鶴岡市では、地域公共交通計画を策定し、地域内の路線網を構築している。

また、公共交通機関での福祉輸送については、重度心身障害者の方にはタクシー券、要介護者の方にはらくらく移送サービス券を発行しており、負担軽減のための支援を行っている。しかしながら、身体状況等により移動することが困難であり、公共交通機関を利用することが困難な方の交通手段を確保するためには、引き続き福祉有償輸送が必要であると考えている。

また、本市の生活支援コーディネーターから、コメントを預かっているので、併せて報告させていただく。包括支援センターと相談機関への聞き取りでは、何かしら介護が必要であり、ひとりでは公共交通機関が利用できない方の傾向として、独居または家族が就労しているため日中独居となる高齢者が多いという印象がある。また、定期的な通院のための利用が9割と最も多い状況にある。利用者の個別ニーズに沿ったサービスを提供していることから福祉有償運送は必要であるという意見である。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

令和3年2月に、地域公共交通計画を策定し、路線バス及びデマンドタクシーも含めた酒田市全体の方向性を定めている。これを踏まえて、民営バスと市営バスとの競合・重複している路線について再編が行われ、民営路線バス及び市営路線バスの一部路線が令和4年7月31日に廃止、翌年8月1日に市営路線バスのダイヤ改正、デマンドタクシーの運行区域の拡大が行われた。

本市では、介護認定高齢者、障がい児者に対し、ほっとふくし券を交付しているが、タクシー運賃の支払いに利用でき負担軽減を図っているところである。

福祉有償運送は、移動制約者の個別状況にきめ細やかに対応してニーズに応え、公共交通を補完するものとして必要と考えている。

(構成員 三川町健康福祉課長)

タクシー券の発行等により移動制約者への支援を行っているが、ニーズの増加、時間帯、行先等の多様化が進んでいる。町内で運行しているデマンドタクシーは町内に限定されており、

公共交通機関の路線バス停までデマンドタクシーを利用し、それ以降は公共交通機関を利用している方もいる。公共交通機関だけでは移動制約者のニーズに対応できない状況から、公共交通を補完するものとして福祉有償運送が必要と考える。

(構成員 庄内町保健福祉課長)

高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加しており、通院、買い物等の移動支援が課題となっている。そういったことから、移動制約者のニーズに応え公共交通機関を補完する、福祉有償運送は引き続き必要なものと考えている。

(構成員 遊佐町健康福祉課長 欠席のため事務局代読)

遊佐町では、移動が制約される高齢者や障がいを持つ方などの社会参加を目的として福祉タクシー券を交付し、交付枚数についても適宜見直しを凶っているが、高齢者や障がいを持つ方には個々の事情があり、移動に関するニーズは多様化している。

移動制約者に応えこれらのニーズを充足するためにも、公共交通を補完する福祉有償運送は引き続き必要と考える。

(構成員 共同主宰する各市町の住民代表A)

酒田市の利用者の意見を取りまとめてきたので、報告したい。今年度6月に福祉有償運送運営協議会が開催され、その後の9月までに登録されていた高齢者、障がい者の方々の状況を中心にケアマネージャーから利用の状況を伺った。

利用の背景としては、視覚障がいをお持ちの方が障がい福祉サービスにつながるまで利用したり、精神疾患をお持ちの方が利用しているケースなどがある。また、同居家族が働いているため、受診時の同行に支障があり、福祉有償運送を利用されている方もおり、さらに、有料老人ホーム等に入所されていても、往診対応できない歯科や眼科への付き添い受診が必要な方もいらっしゃる。高齢者の独り暮らしで自立を希望しつつも、付き添いが必要な方々も利用されている。

これらの背景を伺っていく中で、「さかたらしのたすけあいの会」の支援が、利用者、そのご家族の生活を支える重要な要素となっていることがわかり、特に独り暮らしで少しでも自立した生活を送りたいと考える方にとって、支援は重要であると感じたところである。さらに、前回に引き続き、診療室まで入り診察に付き添う必要がある方が増えており、その後ご家族やケアマネージャーに報告がされるなど、見えない労力がかかっていると感じている。

また、認知症やその疑いのある方が増えており、「さかたらしのたすけあいの会」では、認知症の方に対して、訪問して状態を確認しながら判断しており、金銭的トラブルや指示が通じずに事故につながる可能性がある場合は、支援をお断りしている。支援者には無資格者から有資格者まで様々な方がおり、別の仕事を持ちながらこの活動を行っている。しかし、現在の課題として、支援者の高齢化が進んでいる一方で、利用者は増え続けており、新しい支援者が増えていない点があげられている。

これらの状況から、福祉有償運送は利用者、家族、ケアマネージャー、施設職員にとって貴重な社会資源であると感じたところである。

(会 長)

庄内地域では、引き続き福祉有償運送は必要であるとして本運営協議会で協議が整ったものとさせていただいてよろしいか。

ー異議なしー

福祉有償運送は必要であるとして本運営協議会で協議が整ったこととする。

(2) 更新登録協議について

(事務局)

ー資料説明ー

① 「社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会」

－資料説明－
－質疑なし－

更新登録について、協議が整ったこととする。

② 「医療法人社団 みつわ会」

－資料説明－

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

全団体に共通するが、運行会社の代行、委託先の代行と散見されるが、委託するとはどのようなことか。

(構成員 山形運輸支局)

実施団体が運行することが大半であると思うが、タクシー事業者に委託するケースや、実施団体が運行することが見合わないケースなど委託することができるが、県内では実例はない。

－質疑なし－

更新登録について、協議が整ったこととする。

③ 「社会福祉法人ふじの里」

－資料説明－
－質疑なし－

更新登録について、協議が整ったこととする。

(3) 当協議会の運営に関する検討
(事務局)

－資料説明－

庄内地域福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正を次のとおり提案する。協議会運営の効率化を図るため、協議会の会長の選任を、構成員の互選方式から、協議会の事務局所管部署の長として、要綱第6条第2項を次のように改正するものとして提案する。

(1) の協議会設置要綱の改正案については、改正部分に下線を付しているが、第2項の会長は協議会の事務局所管部署の長が務めると改正する。下の新旧対照表も併せてご覧いただきたい。見直しによる効果については、各実施団体の更新手続きの際に必要な協議会で協議が整ったことを証する書類を会長名で作成することから、更新手続きに関わる事務の効率化が図られるとともに、更新手続きにかかる期間が圧縮されることから、更新する団体の利便性も図られる。以上、改正案としてお示しする。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

これまでは慣例として、会長職を庄内総合支庁の地域保健福祉課長が担ってきた訳だが、市の担当部署の長が務めると変えたからといって、これが効率化につながるのか分からないので説明をお願いしたい。

(事務局)

これまで、協議が調ったことを証する書類は事務局で作成し、会長の署名、押印をいただいているが、その手続きを短縮することが図られることにより、更新手続きにかかる期間、更新団体についても利便性が高まると考えており、この度の提案とさせていただいた。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

それだけで効率化が図られるということが、よく分からない。山形県の福祉有償運送運営協議会は、各総合支庁単位で構成してきたという経過があり、主催団体や事務局団体は、山形県なのではないかと思う。会長については、実質、主催となっている山形県、ここで言えば庄内総合支庁の地域保健福祉課長が担うと明記をすることの方が分かりやすいと思う。

(構成員 山形県ハイヤー協議会代表B)

庄内総合支庁が会長を務めるのが自然ではないか。また、酒田市が事務局を担うときに、酒田市の事務局が会長になれば、そこだけで完結してしまうとなると第三者の目が入らないような感じもする。物理的な距離もそんなにあるわけでもない。要綱を改正する必要はないのではないか。

(会 長)

この点について、手続きの便宜だけではないと理解している。もう1つ案件との絡みもあると思っているが、いかがか。

ただいまの事務局のご提案等もご意見を踏まえて、何か、ご意見ある方はいらっしゃるか。

(構成員 鶴岡市福祉課長)

会長から話があったとおり、2番の協議体制の絡みでこの度に係る改正についての提案と伺っていたかと思う。次第と順番は異なるが、2番を提案いただいてから、再度1番を提案するということはいかがか。

(会 長)

2点目も一緒に協議させていただくということで、説明いただいてもよろしいか。

(事務局)

—資料説明—

(2) 前回会議後の事務局検討結果について説明させていただく。協議会の開催にあたっては、福祉有償運送利用者代表の出席に関わる移動負担に配慮し、近隣の施設で開催するとする。

また利用者代表の費用弁償については、庄内総合支庁と2市3町で調整して、次回協議会に提案するとしていた。また、協議会の議事録公開については、個人名は伏せた上で、庄内総合支庁、各市町のホームページに掲載することとしていた。

また(2)利用者代表の費用弁償について、第1回協議会後に、庄内総合支庁と2市3町において検討を行ったところである。その結果、事務局を広域で設置しているため、自治体間で負担基準等に相違があり、統一した予算措置が難しいこと、また、県内地域協議会においても、費用弁償の措置はしていないことから現時点で当協議会における費用弁償を支出することは難しいとの結論となった。

続いて、協議会の議事録公開については、前回の令和7年度第1回協議会の会議録を庄内総合支庁と各自治体のホームページに掲載を行っており、今後も継続して掲載を行っていきたい。

続いて、2番協議事項の協議会の開催形式については、設置要綱第9条に基づき、協議会の開催について、書面会議を積極的に取り入れていくこととしたい。なお、協議内容を踏まえて、対面会議とする場合は、リモートまたハイブリッド形式での参加も可能とし、参加者の負担軽減を図る。なお、見直しによる効果は、1つ目が意見反映の向上で、書面会議の場合、参加者が落ち着いて資料を検討し、じっくりと意見を表明できるため、より多くの意思が集められ、効率的に意思決定することが可能となるもの。2つ目は、利用者代表、構成員、協議会全体の移動にかかる負担軽減を図られること。現状では、遠方からの出席者の移動負担が大きいところである。書面会議、リモートまたはハイブリッド形式の開催により、参加者の移動時間や運営の双方の負担を抑えることが可能となる。

(会 長)

ただいま事務局より協議会の開催についての説明があったが、その点を踏まえて、書面会議を想定した場合に、事務局の担当部署が会長と一致していた方が利便性が高いという理解でよろしいか。

(事務局)

支庁、各自治体のご意見をいただき、取りまとめた結果として今回提案させていただいた。

(会長)

協議会の開催形式の件の方が大きな点になってくるかと思う。皆さんのご意見を頂戴したい。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

費用弁償についてはもう結論が出たということで受けとめられるが、報告で終わりなのか。意見はいろいろあると思うが、いかがか。

(会長)

費用弁償について、協議は引き続き行うこととしたい。

(事務局)

費用弁償について報告したが、ご意見は頂戴したいと考えている。いろいろなご意見があるかと思うので、よろしくお願ひしたい。

(構成員 利用者代表A)

私たちとしては変わらずに、全額もしくは片道だけでも支出していただくことを要望する。

今後は、いろいろな障がい特性を持った方が構成員となる可能性もある。視覚障がい、聴覚障がいなど、障がい特性に合わせて配慮していただければ、構成員になってくれる方が今後先も出てこないだろうと感じている。これまでも協議会で要望していることである。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

費用弁償については、かなり前から論議していた経過があるが、結論からすると、自治体間で負担基準等に相違があることが、予算措置が難しい原因になっているとのことだが、そういう中で工夫をするというのが行政の役割なのではないか。

山形県の場合は、運営協議会が総合支庁単位で作られているので、例えば費用弁償の予算措置については、山形県として、庄内総合支庁として工夫できないか。県内、他の地域では費用弁償を支出していないということが1つ目の理由になっているが、全国には多くの運営協議会がある中で、そこでもいろいろな工夫がされていると思う。できないところばかりでなく、できているところをどう工夫して、この協議会では利用者の声も反映した協議になるように、工夫できないのかと率直に思う。

(構成員 山形県ハイヤー協議会代表B)

前回も申し上げたが、協議会に参加する意義は、実際に事業をされている方の声が聞けることが大前提にある。事務局を各2市が担い、今までどおり庄内総合支庁で会長を担うのが良いかと思う。また、ローカルルールのやり方で、庄内地域の協議会の費用弁償を支払う形に作られてもいいと思う。善意で参加してくださっている利用者の代表の方には、費用負担をかけることは、本筋とは違うと感じている。是非ともご検討いただきたい。

(会長)

費用弁償について、各市町と庄内総合支庁とで、いろんな方法について検討させていただいた。その中で皆さんのご意見を広くいただく協議方法は、どういった方法が一番いいのだろうか、話をいろいろさせていただいたところである。

その中で、皆さんからご負担なく協議をいただくためには、書面開催という開催方法は、1つの方法としてとても有効なのではないかという話が出た。また東北運輸支局山形支部から、1回

目の会議の後、これまでの改正点ということで資料をいただいたが、その中でも、運営協議会は今、地域公共交通会議と同じ定義の中に入っているが、更新登録については令和5年12月の改正で意見公募形式でも対応できるとされたものが、さらに令和6年9月の改正では、更新登録の場合は、意見公募方式を原則とするとして、事務手続きの簡素化が図られているという資料をいただいた。そういったことも踏まえて、いろいろ皆さんで知恵を出し合い、意見を出し合った結果として、意見を拾うことが重要ということであれば、書面の会議で、きちんと皆さんから時間をかけて意見を出していただくということも、有効なものではないだろうかという結論に至った経過である。

そのように考えたときに、書面形式、或いは書面と対面とのハイブリッドで合わせた形など、そういった諸々の形式が考えられる。書面形式でやった場合については、費用弁償はそもそも発生してこない。ご足労いただく必要がなくなってくるのではないかと考えたところである。また、費用弁償を出す場合の検討もあわせて行った結果として、今回の段階では結論に至らなかったが、書面決議という方法をご検討いただくのはいかがかという結論に達し、事務局として今回提案するに至ったものと考えている。

協議会の形式として、協議として書面開催としていかがかについて、ご意見を頂戴したい。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

これからずっと全部書面会議にすることなのか。論議をする上での前提として、構成員、事務局の担当者も数年で替わっている中で、これまでの庄内地域福祉有償運送運営協議会の経過、或いは確認事項をしっかりと行政担当の方で引き継いでもらい、実施団体や或いは構成員に負担がないようにしてほしい。書面会議には賛成だが、どういう場合に書面会議をして、どういう場合に対面でやるのかということが、或いはリモート、ハイブリッド形式とした場合、利用者代表、事業者でそういった機器があるのかどうか、或いは手立てなどをどういうふうにするのか何もない。書面会議をすれば費用弁償は必要ないという議論が出されているように考えてしまうところがある。もう一度整理してもらわないと今までの論議が何のためにやってきたか、よく分からないというふうに思うが、その点どうか。

(構成員 山形県ハイヤー協議会代表B)

担当事務局のレベルを維持できた上での書面協議になるということなら分かるが、そこまでできていない段階でこういうことをすると、無茶苦茶になるのではないか。

書類協議やリモートでやる場合はオブザーバーに対する資料提供をどうするのかなど、もう少し検討したほうが良いのではないか。

(構成員 利用者代表A)

メリットとして金銭や拘束時間などの不安がなくなるとは思うが、協議会のライブ感、その場で意見を交わせることが大切だと思っている。

書面会議になると、会議後に何かあったときは、その件が半年または1年後ぐらいに議題になるまでに、間が空きすぎて即時性がなくなるような気がする。

それから、書面会議の際は福祉有償運送利用者に対して、事務局からサポートやフォローしていただけるという説明を受けているが、例えば視覚障がいや肢体不自由などで重複障がいを持っているような方が構成員になった場合、書面で送られてきても読むことができない。その場合、点字なり、音声なりの書類を作っていただけるのか、先ほどのお二人の話にもあったように、事務局が替わると対応が本当に変わってしまう。

構成員になった方の障がい特性に合わせたサポートを永続的にしていただかないと、書面協議になっても精神的な負担が増えるようでは困る。

事務局の担当者、利用者の構成員が替わったとしても円滑に進めることができるならば、書面開催をしてもいいのかなと思っている。

見直しによる効果のことで思ったことがあるが、以前から構成員になっている方でなかなか出席していただけて、出席しても活発な意見や発言することが少ない。もし書面会議になったときは、ぜひ活発な意見が出れば良いと思う。

それから去年あたりから酒田市の利用人数も増加していると聞いている。今まで酒田市から

の利用者選出が難しかった理由に人前で話をするのに抵抗があるという話があったが、もし書面会議になるのであれば今までより選出しやすくなり、議事録公開も個人を特定されることもないので、酒田事務局からは今後も積極的に利用者の選出をしていただきたい。

(構成員 利用者代表B)

私はこの会議を発足した頃から知っているが、実施団体がだんだん少なくなってきたり、新規参入しづらいのかなと思う。選択肢が狭まってきている感じがする。

ハイヤー・タクシー業界からするとハードルが高すぎて新規参入がないのではないかと。以前は12団体あったが減っている原因を探っていくかといけないと思う。

ある高齢者団体の話だが、高齢者で免許を返納したので足代わりにしようにも、運転手も不足している状態と聞いた。

事業者が参入しやすくなってほしい。

(会 長)

今までの経過を引き継いで、きちんとした内容の協議が必要だというお二人からご意見あったことについて検討したい。書面協議だと難しいというご意見だと思うが、書面協議でやっていくことができないということではないと思うが、自治体側で意見はないか。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

事務局の体制について、これまでの経過をきちんと整理しておらず、大変申し訳ないと思う。過去の議事録を事務局で見ているが、実際はどういう結論に至ったのか分からないような記録が多く、過去の決定事項の経過がはっきりと分からないという点があり、当方の認識が甘かったと反省している。

先ほどのご意見の中で、酒田市の代表を選出することは、現在、酒田市で登録されている福祉有償運送事業所は「さかたぐらしのたすけあいの会」だけになっており、同会の方で、利用者の中から構成員の利用者代表の方になっていただける方をご推薦いただければ大変ありがたいと思う。当市では登録者は分からないため、ご協力をお願いできればと思う。

書面協議に関しては、来年度は今のところ登録の更新予定の事業者はないため、このタイミングで、来年度は書面協議でもできるのではないかと考えたところであった。

ご意見があったように、どのような場合書面協議、対面形式にするかという基準ははっきりしていない。新規登録やその他協議が必要であれば、対面形式も否定するものではない。対面形式にする場面は、参加しやすいようにリモート、スマホ等でのZ o o mを利用する等、また機器や会場を準備する等、参加しやすい形態で参加していただくことも考えていっても良いのではないかと思う。

(構成員 鶴岡市福祉課長)

2市3町と庄内総合支庁が協議検討した内容については、費用弁償についてどうするかというところがまず一番で負担軽減が取っかかりだった訳だが、様々な検討を進める中で、本日の会議もそうだが、書面協議でもできる内容なのではないか、また村山地域の運営協議会では、コロナ禍以降、書面協議で開催しているが特段支障なく運営できているという話もあった。本日の会議には内陸の方からお越しいただいている事業者さんもあり、皆さんの負担軽減が図られ、協議会の目的を達成できるのであれば、書面協議での開催を基本とすることが皆さんの負担軽減になるのではないかと考えている。

また、酒田市から対面ハイブリッドというお話もあったが、新規参入事業者が出てくるかもしれないし、更新を控えている中で、そのときだけ対面にするとなると、結局またその負担をどうするのかという話が出てくるかと思う。このたび利用者代表のお2人に提案説明する中でもその方がハードルが下がって参加しやすいというお話をいただいたり、オンラインで開催になった場合でも参加できる環境が整っているというお話もあったため、その辺りもすべて解消できる手だてとして書面協議を基本とすることも1つの選択肢として非常に有効なのではないかと考えている。

(構成員 利用者代表A)

書面、リモート、対面、いずれの形態でも負担が大きいのは変わらない。ただ、意見を聞かれたのは、リモートか書面だとしたらどちらが良いかということで、リモートだとお答えした。自分としては、協議会の中で顔を見て意見を交わせることや事業者からも話を聞けるという意味では、事故対応など様々な実例を聞くことができ、それに対して自分たちからも改善案を提案できたりといったやりとりがあったので、書面よりも対面が良いように思う。過去の協議会で締め切った後に会議の開催をまた半年、1年待つ感じがするというのが引がかかるところでもあるし、リモートになった場合で聴覚障がい者が構成員になった場合、手話や字幕起こしを事務局でできるのかという点も整理された上で今回の提案となったのかも心配している。今後構成員が替わるということもあり得るので、事務局の方できちんと整理して、様々な事情の方の負担を把握・整理ができていいのか心配している。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

聞いていると、費用弁償を出さないという結論がありきになっている。

そのために、費用弁償を出さないでやるにはどうしたら良いかを論議してきたというように受けとめられる。

費用弁償の件と会長を誰にするかということについて、会長は県の総合支庁の課長が担って尚且つ費用弁償についても県として予算措置をすることは検討できないのか。もう結論ありきで、論外だということになるのか。この運営協議会として、この点についてどのように取り扱うのか。

本来この運営協議会で議論する内容ではなく、運営をスムーズにするための論議をしているので、費用弁償のこと或いは会長の選出のことも含めて検討いただいて再度提案する、場合によっては事務局でまとめたものをそれぞれの構成員に案内して書面で集約してもらっても良いと思うが、いかがか。

(会 長)

協議会の目的として、必要性の協議、それから利便性の確保方策の協議ということが、会議の目的と承知している。

この点について議論するにあたり、書面協議で協議できるのではないかといいところがあり、自治体と話し合いをして、事務局として提案させていただいた経過がある。

目的を達するにあたり、今、様々な方法が出てきている中、また協議のやり方も見直しをされている中、目的を果たすというところに主眼を置いたときに、書面協議という方法を提案させていただいた経過があったと思うが、例えば酒田市の今選出いただけていない利用者の声を拾っていくということも可能かと思う。

構成員から、締め切りのことやリモートの際の障がいの特性に合った対応というご意見をいただいた。例えば書面会議でも、対面会議であっても締め切りがあるということでは同じかと思うので、書面であれば駄目ということにはならないと思う。

また障がい特性についていろいろな方がいらっしゃるが、意見を拾うときに対面ではできるが書面だと難しいということにはならないかと思う。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

どうしても書面協議にしたいというように聞こえるが、そういうことなのか。どうしても書面協議したいという提案なのか。

(会 長)

事務局から書面協議という提案をした経過として、自治体間でより良い検討方法を考えた結果として、一番書面協議が有効ではないかと考えて提案させていただいた。そこに帰結したということであり、絶対に書面協議ということではない。

(構成員 山形県ハイヤー協議会代表B)

費用弁償に関して問題があるという話をしてきたはずだが、それに対する答えがないまま、

書面協議を前提に進められているようにしか聞こえない。

また、オブザーバーとして参加されている方たちに対して書面協議になったときは資料を渡して良いのか。

(事務局)

資料の提供については、これまで書類を送付する形でお渡ししており、引き続き同じようにお送りして、ご覧いただくよう考えている。

(構成員 山形県ハイヤー協議会代表B)

意見をさせていただくと、書面協議ということであれば、もっと早い段階で資料を送っていただかないと、協議にならない。書面協議のために今日までに意見を集約するとなると、トラブルになる。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

書類の到達期間ということでお話をいただいたが、やはり書面協議であれば、それなりのスパンでのやりとりが必要と考えている。

まず書類をお送りし、見ていただいて、意見集約するために1、2週間の期間は設けたいと考えている。

書面協議になった場合は、書類の送付期間を考えて送らせていただきたいと思う。今回の資料送付が直前になって大変申し訳ない。

(構成員 利用者代表A)

書面協議となった場合、もし私たちのどちらかが構成員を辞めて、新たに視覚障がい・聴覚障がいの人が構成員になった場合、その時点で書面協議を点字や音声で対応できるという整理が出来ているのか。

私たちは必ず来年も構成員をやるか、この時点で決まっているわけではないが、障がい特性に対して事務局がサポート・フォローしていただけるのかという点について発言しているが、先ほどのそれがイコールにならないという発言は違うのではないか。こうすれば書面開催できるはずというのは、少し違うのではないか。

来年は更新案件がないので書面開催にしたいというのは分かるが、そのためにはもう少し準備期間が必要であり、障がいの利用者に対して事務局がどれだけサポートできるのか、もっと検討が必要ではないか。

(会長)

いろいろな方が参加できるのではないかとということでお話しさせていただいた。

私の言い方が悪かったところは申し訳ありませんでした。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

書面協議には賛成だが、どういう場合に書面会議で、どういう項目を協議するときには書面会議になるのか。

以前は酒田・鶴岡合わせて11団体あったのが、今は5団体しかない。福祉有償運送の必要性はあると自治体が認めたとしても、実施団体のほとんどは福祉有償運送だけで見ると赤字でやっている状態。

事業所を増やすための論議が必要だと構成員も言っているが、そういったことの論議は書面会議だけではできないはず。そこをもう少し整理をしてもらわないと、非常に不十分だと思う。

現在は分からないが、協議会によっていろいろな形があり、実施団体は協議の場に入らないところもある。どういう場面は書面議決、または、構成員が集まって実施団体を含めて協議をするのか、ぜひ整理をしてもらいたい。

設置要綱第13条に、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定めるとあるが、実際整理されているのか。整理されていないとすれば、運営指針のような形で整理をしていただくと

いうことも必要ではないか。

その上で、こういう項目については、書面議決ですという形に整理してもらった方が良いかと思う。

(事務局)

第13条は一般的な記載事項であり、協議会の運営に関して現在のところは別に定めているものはない。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

運輸支局さんは他の地域の協議会にも参加をされていると思うので、今日論議した内容をどういうふうに整理していったら良いか伺わせていただきたい。

(構成員 山形運輸支局)

今年の4月から運営協議会等に参加させていただいているが、今年度対面で開催しているのは庄内地域と最上地域である。更新登録がなければ、特段この書面協議も開催されないという状況だったかと思う。非常に難しいところではあるが、書面協議は負担軽減といった部分もあり、国の制度改正でも更新登録のときは原則書面協議とするというようになっている。

その意図としては特段運行上大きな問題もなく、軽微な場合を想定しての書面開催となっている。

書面でいいと謳っていないところもあるので、状況に合わせていくことは非常に大事だと思う。例えば更新登録で、さらに特に運行上問題がない、大きな変更事項がないといったような場合に限っては書面協議にするなど、そういった点も整理した上でないと、すべて書面になるのではというご懸念もおありになろうかと思う。書面、対面であっても、皆様のご意見、いろいろなお声を拾い上げることが一番大事だと思う。どのようなやり方でできるのかというところを、検討していただきながら議論になると思う。今この場で結論は出ないと思うので、先ほど皆様からお話あった点を整理をした上で、もう一度皆様にお諮りするような形ではどうかと思うが、いかがか。

(構成員 三川町健康福祉課長)

初めてこの会議に出席したが、立場的には事務局側になるが、参加の皆さんのご意見をお聞きして思ったが、行政の事情から考えると、おそらく来年度の旅費の準備は予算編成が終わっているために厳しいと思う。ただそういう中で、私なりの考えであるが、まず来年度は重要な事項は、現時点ではない状態なので、例えば次回は書面開催してみるなどして、ただその間まだ半年以上あるので、それまでの間に出された意見等をまとめる時間にさせていただいて、開催してはいかがか。

(構成員 鶴岡市福祉課長)

今、皆様から様々な意見を伺った。これまで利用者代表の方に様々不快に思わせるような対応があったことも反省している。また事業者の方からも、行政側の引き継ぎの対応がうまくいっていなかったというようなお話を伺い、大変反省しているところである。

構成員の方から、障がい特性に沿った対応をしていただけるのかという発言があったが、それに関しては、対面・書面に関わらず、事務局の方で丁寧に対応していくべきことだと考えている。これまでのいろいろな経過があり、信頼いただけていないところもあるかと思うが、丁寧に対応していかなければならないと改めて感じており、ご心配なく参加いただけるような体制を整えていきたいと考えている。

また、書面協議に対するご意見なども伺ったが、そもそも書面協議ありきではないということも改めて強調させていただきたい。協議会の設置要綱、第2条に目的、それから第4条に、協議事項について掲載されているが、この内容については、書面協議でも十分対応できるのではないかという話し合いの結果から、本日の提案に至ったものと認識している。

ご意見の中で、県の方で会長職を担って、県の方で負担ができないかというような話もあった。2市3町、庄内総合支庁の方で協議する中でも、事務局担当者の市で負担することができな

いかというようなお話もあったが、協議会として利用者代表の方にお越しいただいているので協議会から支払われるべきであり、それを1自治体からの支払いということは、平等でない。実施するのであれば、協議会から負担として支出すべきだという意見もあった。

皆さんの負担軽減に繋がる提案として、書面開催という方法が1つの選択肢として提案に至ったところである。

(構成員 利用者代表A)

本日の結論としては、来年度の開催は書面ですと決定になったということか。

(会 長)

そこは今からお諮りしようと思っており、まずご意見をいただきたいと思う。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

今、鶴岡市のお話で、支出するとすれば協議会として支出をするということだったが、それができないということだとすれば、これから先も支出は絶対できないというのが結論ということか。協議会として支出するために、行政の主催する県と自治体と話し合っただけでどうするかということではなくて、結局協議会として支出するというところだとすれば、できないと結論が出てきたわけであるから、費用弁償の支出ができないということで受けとめた。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

費用弁償のことをお話させていただきたい。協議会で支出する場合として、それぞれの市町から負担金として拠出をするということになる。その拠出した負担金を管理して、そこから費用弁償等をお支払いして、会計報告等もさせていただくことになるかと思う。残った予算を、またそれぞれの市町にお返しするといった会計上の作業が入ってくる。金額的にはそれほど大きい金額ではないが、事務負担が大きいので、事務局を持っている市が負担する形でお支払いできないかと提案をさせていただいたが、現時点で結論が出なかった。

協議会単位で絶対に出せないことではなく、予算措置をすることの難しさ、いろいろ細かいところがあり、合議に至らなかったという結果であった。そのような事情があり、必ずできないということではない。

(構成員 鶴岡市福祉課長)

酒田市からの説明に若干補足させていただく。協議会で予算を持つ場合に、残額の精算や予算化する必要がある中で、会としての事業計画、予算案などを承認いただく必要があり、通常の会議と別に総会を開催する必要もある。会議開催の面でも、皆様にご負担をおかけする必要が出てくる点も総合的に判断させていただき書面会議について提案させていただくことが負担軽減に繋がるのではないかと結論に至ったものと認識をしている。構成員から、今後の協議内容についても一度、書面で協議してもいいのではないかとというようなお話もいただいたが、おそらくこういった内容については、対面で議論すべきで、皆様から忌憚なくご意見をいただければと提案しているものである。

先ほど事務局の方から提案いただいたが、負担金を2市3町から徴収しての費用弁償というところには至らなかったが、今後、会議の開催形態として更新については書面でもいいという話もあったので、更新がない場合や更新のみの場合は書面開催という形態での開催、新規登録の場合など、その他重大な変更がある場合については、対面で開催するというような整理をさせていただき、基本的には書面開催という形態でいかにかと思う。

皆様に改めてご意見を伺えればと思う。

(構成員 利用者代表B)

いろいろご意見をお聞きしたが、やはり利用者の意見を反映していただきたい。移動の負担から考えて、リモートも活用できれば良いと思う。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

今の鶴岡市さんの最後に言われたことが、事務局の提案ということなのか。運輸支局さんのお話では、書面協議は全てではない、その整理も含めて、改めて協議したらどうかというお話だったが、鶴岡市さんはもうそれが結論だというように受けとめたが、いかがか。

(構成員 山形県ハイヤー協議会代表B)

先ほども申し上げたが、鶴岡市さんの提案は、書面決議・書面協議の結論ありきにししか聞こえない。他の構成員さんがお話したのは、すべて整理して、次に協議してはどうかという話だと思うが、そこを飛ばしているような気がする。改めて、来年度議案がないというのであるならば、次回協議会のあり方について整理して、話し合おうということである。そこすら汲み取っていただけないようであれば、書面協議の方も難しいとしか言いようがない。

(構成員 利用者代表B)

費用弁償のところだが、来年度も利用者代表として続ける予定だが、来年度分の費用弁償を出してもらうことは諦めている。来年度開催に対して、費用弁償がなくても行きませんとはならないが、話を聞いていると来年の開催は書面開催でと言われているような気がする。費用弁償を出せないから、書面開催というように事務局の言葉がそのように聴こえる。もう一度事務局の方で、今述べた意見を踏まえて、継続的にここ1、2年の話でなく、これから先実施団体が入ってきた場合、例えば、利用者代表が出ていない遊佐町、庄内町で事業者が出て、利用者がついた場合、利用者の代表が出る可能性もあるのではないか。そうした場合、その利用者代表の方の障がいの特性を踏まえ、それによって、開催地がもしかしたら庄内町や遊佐町に変わる可能性もあり得る。そういうことも、全部踏まえた上で、事務局側が例えば開催地が変わったとしても、利用者代表のサポートがきちんととできるのか。書面開催した場合、事務局でサポートすると聞いているが、パソコンがなければ文書を作成することも大変という話から、その点に関しては事務局の方で聞き取りして自分たちの方で書類作成することも可能だとお返事をいただいた。そうした対応が本当に事務局の担当者として、担当が替わっても継続的にサポートしていただけるのか心配している。

鶴岡、酒田だけでなく他の市町村もあり得ることを踏まえた上で、もう一回事務局の方で費用弁償の件と合わせて、継続的にサポートできる体制がなければ、いずれの開催形態でも意味を為さない。利用者構成員に負担があるのは変わらないので、その辺をもう一度きちんと事務局の方で検討してもらい、それを次の協議会におろして、できること、できないことを協議すべき。来年度開催は一旦書面協議では意味がないのではないか。他の構成員さんがおっしゃるように、一旦持ち帰って検討後、改めて提案してもらいたい。半年で書面開催に持っていけるとは思えない。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

お話をお伺いすると、この状況でいきなり書面協議の形ではできないと考えている。今いただいたご意見、また、自治体側としてもこうしたいという意見があるかもしれないが、ご意見を頂戴した書面協議、費用弁償、会長職のことについて、もう一度事務局で協議をさせていただいた上で、ご判断をいただくような協議会を来年度開催したいと考えている。

ただ費用弁償については大変申し訳ないが、来年度の予算措置は難しいため、次の対応をどうするか協議をさせていただきたい。

また障がい特性のある方の対応については、その方の特性に対してなるべく対応できるような形でやっていくのが事務局の対応かと思う。その方の特性に合わせてのサポートを考えていきたい。また視覚障がいの方の対応として、作成した文書に二次元コードを添付して、アプリで読み込ませると、音声で話してくれるサービスがあり、視覚障がい者の方と書面でのそのようなやりとりをしている。そういうことも使いながら特性に合った対応をしていくことになると考えている。

(会 長)

視覚障がいの方の対応について、大変参考になった。それでは、今、皆様からいろいろご意見いただいたところだが、今回の提案は保留として、再度検討することよろしいか。

お時間をいただいたが、結論を出せず申し訳ありません。

— 協議終了 —

(事務局)

最後に「4 その他」について、皆様から情報提供、連絡事項はないか。

では事務局の方から、次回の運営協議会についてのご案内をさせていただく。先ほどお話があったように、次回は更新登録する事業者はないが、協議事項がない場合でも年に1回は開催することとしている。

先ほど開催方法についてお話あったが、開催時期になったら事務局より案内させていただく。

他にお話があれば、令和7年度第2回庄内地域福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。

— 閉会 —